

1 内部監査の定義

内部監査の要求事項は、各々のマネジメントシステムの中で簡単に定義されていましたが、その詳細は、「JIS Q 9000_2006 品質マネジメントシステム-基本及び用語」および「JIS Q 19011_2012 マネジメントシステム監査のための指針」等を参考にすることで理解を深めることができます。

またISOの改定では、マネジメントシステムの統合化を目的とした「ISO/IEC専門業務用指針/附属書SL/統合版ISO補足指針」により各マネジメントシステムに共通する原則的な内容が定義され、それに基づき各々のマネジメントシステムのテーマ（特性）に沿った要求内容が付加されることになりそうです。

また、各マネジメントシステムは、「JIS Q 31000 : 2010 (ISO 31000 : 2009) リスクマネジメント-原則及び指針」の概念が共通で採用されることになりました。

このように、監査基準となる規格が改定されつつありますが、基本的な内部監査の考え方や実施法は大きく変化することはありません。

監査員は、原則的な事項を正しく理解し、効果的な内部監査を実施できるようにすることが望まれます。

原則的な定義、考え方は以下の通りです。（参照規格より）

3.9.1 監査 (audit)

監査基準* (3.9.3) が満たされている程度を判定するために、監査証拠* (3.9.4) を収集し、それを客観的に評価するための体系的で、独立し、文書化されたプロセス* (3.4.1)。

注記1：内部監査は、第一者監査と呼ばれることもあり、マネジメントレビュー及びその他の内部目的のために、その組織 (3.3.1) 自体又は代理人によって行われ、その組織の適合 (3.6.1) を宣言するための基礎としてもよい。多くの場合、特に中小規模の組織の場合には、独立性は、監査の対象となる活動に関する責任を負っていないことで実証することができる。

注記2：外部監査には、一般的に第三者監査及び第三者監査と呼ばれるものが含まれる。第三者監査は、顧客 (3.3.5) など、その組織の利害関係者又はその代理人によって行われる。第三者監査は、JIS Q 9001又はJIS Q 14001への適合を審査登録又は認証する機関のような、外部の独立した監査機関によって行われる。

注記3：二つ以上のマネジメントシステム (3.2.2) を一緒に監査する場合、これを複合監査という。

注記4：一つの被監査者 (3.9.8) を複数の監査する組織が協力して監査する場合、これを合同監査という。

[JIS Q 9000 : 2006 (ISO 9000 : 2005)] より

9.2 内部監査

組織は、XXXマネジメントシステムが次の状況にあるか否かに関する情報を提供するために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施しなければならない。

- a) 次の事項に適合している。(状況の確認=目的・目標、規格要求)
 - － XXXマネジメントシステムに関して、組織自体が規定した要求事項
 - － この規格の要求事項
- b) 有効に実施され、維持されている。

組織は、次に示す事項(方法で)を行わなければならない。

- a) 頻度、方法、責任および計画に関する要求事項および報告を含む、監査プログラムの計画、確立、実施および維持。監査プログラムは、関連するプロセスの重要性および前回までの監査の結果を考慮に入れなければならない。
- b) 各監査について、監査基準および監査範囲を明確にする。
- c) 監査プロセスの客観性および公平性を確保するために、監査員を選定し、監査を実施する。
- d) 監査の結果が関連する管理層に報告されることを確実にする。
- e) 監査プログラムの実施および監査結果の証拠として、文書化された情報を保持する。

[ISO/IEC専門業務用指針/附属書SL] 統合版ISO補足指針 2013年 第4版より

【用語説明】

※ 「**監査基準**」とは、「一連の方針、手順または要求事項」を意味します。

組織が決めたマネジメントシステムの運用方針、マニュアル・規定や手順等で定められた内部ルール、顧客の要求や期待などです。

> つまり組織が「**やるべき**」ことです。

※ 「**監査証拠**」とは、「監査基準に関連し、かつ、検証できる、記録、事実の記述またはその他の情報」を指します。マネジメントシステム運用記録、観察結果、発言など確認できる客観的証拠などがこれに該当します。

> つまり組織が「**やっている**」ことです。

> そして「**やるべき**」ことと「**やっている**」ことを比較して評価するのが監査です。

※ 「**体系的で、独立し、文書化されたプロセス**」の意味は以下の通りです。

- ・ **体系的で** : 場当たりのでなく、あらかじめ監査の方法が系統だって定められていること。
- ・ **独立し** : 監査の対象の活動に責任や利害関係がないこと(自らの業務は監査不可)。
- ・ **文書化された** : 監査の内容(手順)は文書により明らかにされていること。

2 内部監査の原則

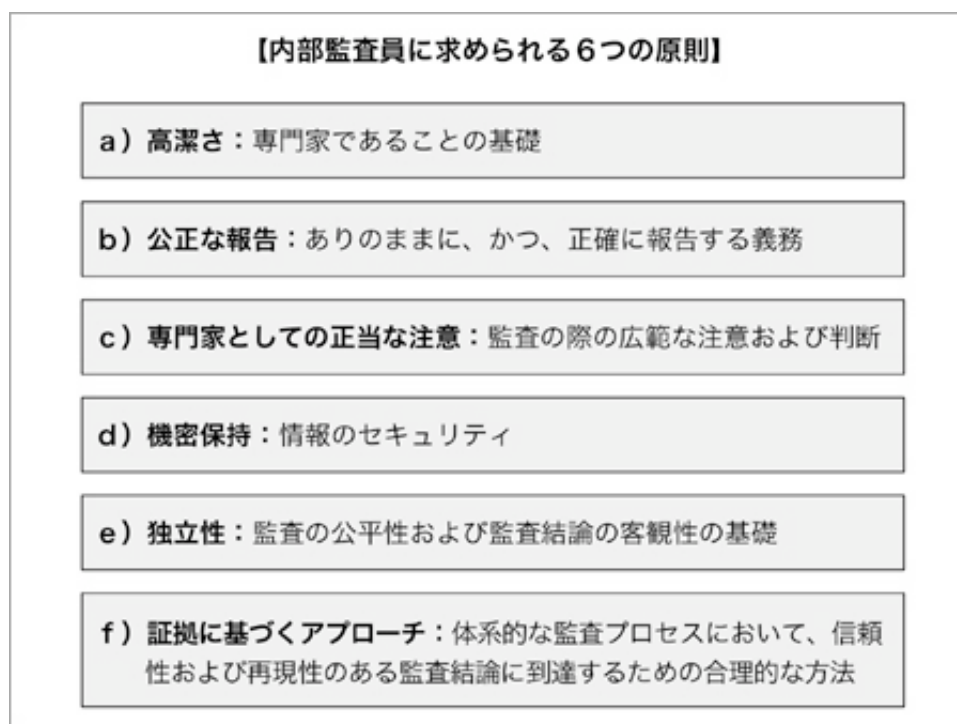
内部監査の原則（JIS Q 19011：2012「マネジメントシステム監査のための指針」より）

内部監査では、組織がそのパフォーマンス改善のために行動できる情報を、監査が提供することによって、経営方針および管理業務を支援するため効果的で、マネジメントシステムが信頼のおけるツールとなるのを支援する必要があります。

このような重要な役割を担う監査員はどうあるべきなのでしょう？

まず監査員として、原則的に必要とされる能力（力量）を持ち、監査時の心構えを十分理解して監査を実施する必要があります。

監査で、適切かつ十分な監査結論を導き出し、被監査部門や担当者の信頼を得るためには、監査員にとって、これらの原則の順守は必須条件とされています。



【6つの原則】（監査員に求められること）

a) **高潔さ**：専門家であることの基礎

監査員および監査プログラムの管理者は、監査業務について次の事項を行うこと。

- 監査業務は正直に、勤勉に、そして責任感をもって行う。
- 適用される法的要求事項に順守する。
- 監査業務を実施するために、自らの力量を実証する。
- 監査業務を公平な進め方で、全ての対応で公正さを持ち、偏りなく行う。

- 監査によって、判断された事柄に対する影響に敏感である。
- b) **公正な報告**：ありのままに、かつ、正確に報告する義務
 - 監査所見、監査結論および監査報告は、ありのままに、正確に監査活動を反映する。
 - 監査中に遭遇した顕著な障害、および監査チームと被監査者との間で解決しなかった意見の相違は正確に報告する。
 - コミュニケーションはありのままに、正確で、客観的で、タイムリーで、明確かつ完全であること。
- c) **専門家としての正当な注意**：監査の際の広範な注意および判断
 - 監査員は、自らが行っている業務の重要性、ならびに監査依頼者および利害関係者が、監査員に対して期待している信頼に見合う正当な注意を払う。
 - 専門家として、さまざまな監査状況下で根拠ある判断力を持つ。
- d) **機密保持**：情報のセキュリティ
 - 監査員は、その任務で得た情報の利用および保護について慎重であること。
 - 監査情報は、個人的利益のために、監査員または監査依頼者によって不適切に、被監査者に害をおよぼす方法で使用しない。また、機密性が必要な情報は適切に取り扱う。
- e) **独立性**：監査の公平性および監査結論の客観性の基礎
 - 監査員は、実行可能な限り監査の対象となる活動から独立した立場で、どんな場合も偏りおよび利害抵触がないよう行動する。
 - 内部監査では、監査員は監査の対象となる業務の運営管理者から独立した立場であること。
 - 監査員は、監査所見および監査結論が、監査証拠に基づくことを確実にするために、監査プロセス中、終始一貫して客観性を維持する。
 - 小規模の組織では、内部監査員が監査の対象となる活動から完全に独立することは難しい場合もあるが、偏りをなくし、客観性を保つあらゆる努力を行う。
- f) **証拠に基づくアプローチ**：体系的な監査プロセス、信頼性および再現性のある監査結論を引き出すための合理的な監査方法
 - 監査証拠は、検証可能であること。
 - 監査は限られた時間および資源で行われるので、監査証拠は、一般的に入手可能な情報からのサンプルに基づくことになる。監査結論がどれだけの信頼性があるか密接に関係しているため、サンプリングを適切に活用する。

3 監査基準と客観的事実（監査証拠）

マネジメントシステム規格で要求されているように、内部監査は、監査基準と客観的事実（監査証拠）の比較によって行います。

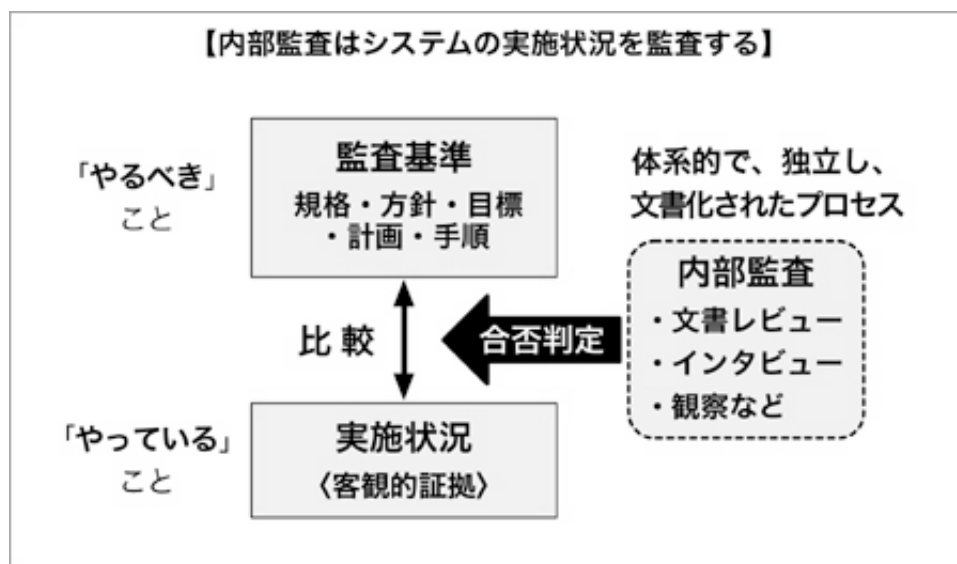
監査基準とは、規格要求、方針、目標、組織が決めたマニュアル・規定・手順等であり、**客観的事実**（監査証拠）は、実施されている事実であり、実施した証拠として記録類等が含まれます。

監査は、実施状況（現場）を確認せずに、机上だけの表面的な内部監査とならないようにしなければなりません。

客観的事実は、各種基準・整備状況のレビューや現場でのインタビュー、作業観察、作業記録類等を確認して監査します。

規格参照：3.9.1 監査（audit）

監査基準*（3.9.3）が満たされている程度を判定するために、監査証拠*（3.9.4）を収集し、それを客観的に評価するための体系的で、独立し、文書化されたプロセス*（3.4.1）。



4 マネジメントシステムの監査

製品・サービス（成果物）等のアウトプット（結果）の検査や測定は、パフォーマンスの監視および測定です。内部監査はシステム（仕組み）を監査します。

そして、パフォーマンスはシステムが機能した成果ですから、パフォーマンス（実績・成果）の状況を見て、その要因となるシステム（仕組み）やプロセスを監査します。

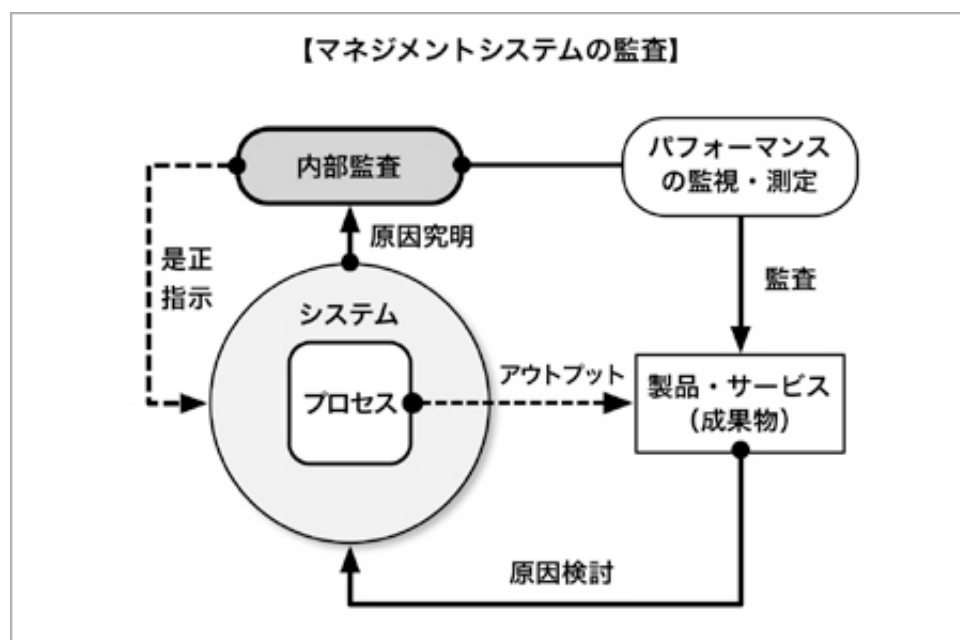
内部監査では、パフォーマンス（結果）の状況からプロセス（仕組み）およびシステム（管理法）の有効性を判断します。

【マネジメントシステムの監査】

製品・サービス（アウトプット）の欠陥を指摘し、それを直しただけ、あるいは顧客クレームを対処しただけの「その場しのぎ」（不適合処置・修正）の対応では、再発の可能性が残ることになります。

プロセス及びシステムを変更（改善）し、再発しない仕組みを作る（是正処置する）こと、原因追究・改善支援することが監査の目的になります。

個人の対処ではなく、「なぜ？」という視点から、その原因であるシステムや組織の仕組み（手順や仕様等）を改善することが重要になります。



5 プロセスおよびシステムの問題点の指摘

パフォーマンスが悪いという事実に対しては、プロセスおよびシステムの問題点の究明という側面から監査します。

- ・ **パフォーマンス** (実績 = 人の行動と成果 = システムの妥当性)
- ・ **アウトプット** (プロセスの結果 = プロセス手順 = プロセスの妥当性)

パフォーマンスはマネジメントシステムの問題点に、アウトプットはプロセスの問題点に影響されるため、両側面からの検討と指摘が必要です。

プロセスはシステムによって管理されているので、プロセスに問題が発見されなければ、システムに問題が潜在していることが考えられます。

このように、パフォーマンスとアウトプット、システムとプロセスの関係を理解し、内部監査は、プロセスとシステムの両側面から検討し、問題点を指摘します。

